

学校法人創価大学
創価女子短期大学
機関別評価結果

令和4年3月11日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

創価女子短期大学の概要

設置者 学校法人 創価大学
理事長 田代 康則
学 長 水元 昇
A L O 石井 健司
開設年月日 昭和 60 年 4 月 1 日
所在地 東京都八王子市丹木町 1 丁目 236 番地

<令和 3 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
国際ビジネス学科		250
	合計	250

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

創価女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和4年3月11日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和2年7月27日付で創価女子短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の指針「知性と福德ゆたかな女性」、「自己の信条をもち人間共和をめざす女性」、「社会性と国際性に富む女性」として建学の精神を定め、ウェブサイトや印刷物で学内外へ表明している。高等教育機関として、短期大学のある八王子市内の多様な行事に教員派遣を行っており、学生はゼミナール活動を通して、保育所、高齢者施設等を定期的に訪問するなど、地域・社会に貢献している。

短期大学の教育目標、学科の人材養成の目的、学習成果を建学の指針に基づき定め、学内外に表明している。三つの方針は一体的に策定され、この方針を踏まえて教育活動が展開されている。自己点検・評価活動の規程を整備し、自己点検・評価委員会と各委員会が組織され、自己点検・評価結果をウェブサイト等で公表している。教育の質を保証するための学習成果の査定は、アセスメント会議で多面的視点から実施し、学習成果の向上・充実に努めている。建学の指針を基軸にして、教育目的・目標、学習成果を定め、これらを自己点検・評価活動を通じて査定することで改革、改善に結び付けるPDCAサイクルが機能している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果と連動させ、対応関係を明確にしており、ウェブサイトで明示されている。教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応する形で構築され、教養教育科目、専門教育科目を配置して教育課程を体系的に編成している。入学者受入れの方針は、学習成果及び高等学校で身に付けるべき力と対応して策定されウェブサイトや入学試験要項等で示され、これら三つの方針に基づいた教学運営がなされている。学習成果は4領域の下に7項目で構成され、科目の学習成果は、シラバスに示された評価方法で確認されている。シラバスには到達目標、授業内容、成績評価の方法及び基準等、必要事項が明示されている。学習成果の獲得状況は、量的・質的データを活用して測定している。

学習支援は、教員がシラバスに示した成績評価基準に基づき学習成果の獲得状況を評価してGPAで把握した後、授業評価を参考に授業内容を改善している。事務職員はSD活動や委員会等で学生の学習成果獲得状況の把握に努めている。生活支援として、キャンパス・アメニティを向上させるため、食堂、共同学習スペース等を用意している。経済的支援と

して、多様な奨学金制度を設置している。健康管理に関しては、看護師常駐の保健室を設置するほか、学生相談室を置いて、学生が抱える諸問題について臨床心理士が対応している。進路支援は、キャリア支援推進委員会を設置して就職活動の支援や、進学者には面談を実施している。

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員が適切に配置されている。専任教員の研究活動は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果を上げており、研究成果は年1回紀要を発行して学術機関リポジトリで公開している。事務組織は教務課及び学生課で構成され、職務分掌及び責任体制は明確である。就業に関する事項は就業規則が整備され、適正に管理されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たし、運動場は併設大学と共有している。教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室、演習室、各特別教室が置かれ、機器、備品も整備されている。施設設備の維持管理は、「固定資産及び物品管理規程」を整備し、固定資産会計の趣旨に基づいて適切な管理をしている。火災、地震、防犯対策のために危機管理規程とガイドラインを整備して定期点検や防災訓練を行っている。各科目の実施に必要な技術的サービス、専門的支援、施設整備をICT教育推進委員会が中心となり整備し、またICT戦略室が推進に取り組んでいる。財務状況は、学校法人全体の経常収支が過去3年間のうち2年間で支出超過となっているが、短期大学部門の経常収支は過去3年間で収入超過となっており、余裕資金があり、健全な状況である。

理事長は、学校法人運営の最高責任者として豊富な知識と経験を有し、学校法人の発展に教育、経営の両面においてリーダーシップを発揮している。理事会運営については、寄附行為に基づき、学校法人の意思決定機関としての役割を十分果たすべく、適切に運営している。学長は、教学運営の最高責任者として学則に基づき教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。教授会の運営は、教授会規程にある各事項について審議され、教育研究に関する重要事項が検討されている。監事は寄附行為に基づき選任され、学校法人の業務及び財産、理事の業務執行の状況を適宜監査し、毎年度監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出している。評議員会は理事定数の2倍を超える数の評議員で構成しており、私立学校法や寄附行為に基づき、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、ウェブサイトにて教育情報及び学校法人の情報を公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、

優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「創立の精神を学ぶ」をテキストにして「教養講座Ⅰ・Ⅱ」を開講し、理事長、学長、卒業生がオムニバス方式で担当しながら学生や教職員に広く、建学の指針を周知している。さらに「短大生活プランニングガイダンス」、「フレッシュマンズキャンプ」、学年別ガイダンス等、複数の機会を通じて定期的に確認している。
- 地域・社会の課題解決に関わる企画提案と発表を継続的に行っており、「大学コンソーシアム八王子主催学生発表会」、「多摩の学生まちづくり・ものづくりコンペティション」、「アグリカルチャーコンペティション 2019」、「八王子市日本遺産紹介教育デジタルコンテンツ」等で各賞を受賞し、「学生企画事業補助金」は3年連続採択されるなど、幅広く地域・社会に貢献している。

[テーマ C 内部質保証]

- 学習成果を焦点とする査定に関して、科目、教育課程、機関レベルの3レベルにわたるアセスメント会議を設定して、多面的、重層的な視点で実施し、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルが有意義に稼働している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 地球市民教養科目を設置し、五つの授業科目群が整備され、1年前期の地球市民教養科目から段階的に専門科目を選択できるように、教養科目と専門科目が連携している。またキャリア教養科目「女性とキャリア形成」、「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ」、「キャリアプランニングⅢ」を段階的に配置し、円滑にキャリア形成ができるように工夫されている。

[テーマ B 学生支援]

- 学生が履修や卒業に至れるように、少人数のゼミナール設置、全教員週1回のオフィスアワー、学期ごとのGPAが1未満の学生にゼミナール教員が面談を行うなど、組織的な体制を整え、きめ細かな指導が実施され、学生のモチベーションを維持・向上させている。
- 地方から入学する学生のために「保護者教育相談会」を毎年全国6～7会場で実施して事務職員は会場に赴き、単位の修得状況や出席状況等を保護者に説明している。このように教職員と保護者が一体となって学生を育成する方法が確立されている。
- 就職支援として、専門のキャリアコンサルタントを配置して個別相談を実施するほか、学生の要望に合わせた少人数対策講座、職員が進路決定までサポートする「進路担当制度」、新卒応援ハローワークのジョブサポーターによる個別相談等、きめの細かい支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 学生と専任教員の持つタブレット型端末の活用、教育アプリの活用、全てのゼミナール室に電子黒板の完備をするなど、学習成果の獲得のため ICT 化を促進させる環境が整い、遠隔授業や ICT 教育の推進が図られている。
- 省エネルギー、省資源対策について、夏季の節電対策、コピー用紙の削減を実施している。また、全教職員、学生が一丸となり将来的にカーボンニュートラルを目指すなど、地球環境問題に学校法人全体で積極的に取り組んでいる。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 複数の委員会が連携を図りながら、全教職員が関わり自己点検・評価報告書作成が行われているが、本評価における自己点検・評価報告書では記載方法上に不備がみられたため、今後より一層の自己点検・評価活動への組織的な取り組みが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の指針「知性と福德ゆたかな女性」、「自己の信条をもち人間共和をめざす女性」、「社会性と国際性に富む女性」として建学の精神を明確に定めている。建学の指針の下、「生命尊厳の精神輝く、平和と調和の社会の建設に貢献する社会に有為な女性リーダーの育成」を目指しており、ウェブサイトや印刷物等で学内外へ表明され、講義やガイダンスを通じて共有している。

高等教育機関として、短期大学のある八王子市内の多様な行事に教員派遣を行っている。学生はゼミナール活動を通して、保育所、高齢者施設等を定期的に訪問するなど、地域・社会に貢献している。

短期大学の教育目標、学科の人材養成の目的、学習成果は、建学の指針に基づき定められ、いずれもウェブサイトや印刷資料等で学内外に表明されている。学習成果は4領域の下に7項目が定められ、定期的に各レベルのアセスメント会議を実施して査定されている。三つの方針は一体的に策定され、教学委員会を中心にして組織的議論を重ね、平成28年に改定された。三つの方針を踏まえて教育活動が展開され、ウェブサイトや印刷物を通じて学内外に表明されている。

内部質保証は、自己点検・評価活動が学則で規定され、これに基づき「創価女子短期大学自己点検・評価活動実施規程」を整備し、自己点検・評価委員会の下、各委員会が組織されている。自己点検・評価は全教職員がいずれかの委員会に所属しながら行い、結果をウェブサイト等で公表している。複数の委員会が連携を図りながら、自己点検・評価報告書作成が行われているが、本評価における自己点検・評価報告書では、改定前の「短期大学認証評価 評価校マニュアル」が用いられ、記載方法上に不備がみられたため、今後より一層の自己点検・評価活動への組織的な取組みが望まれる。

教育の質を保証するための学習成果の査定は、各レベルのアセスメント会議を設定して多面的、重層的な視点で実施し、学習成果の向上・充実に努めている。関係法令の変更は、事務局を通じて適宜確認され、法令遵守に努めている。建学の指針を基軸として、教育目的・目標、学習成果を明確に定め、学内外に表明すると共に、これらを自己点検・評価活動で的確に査定することで改革、改善に結び付けるPDCAサイクルが機能している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果と連動させ、対応関係を明確にしており、ウェブサイト等で明示している。教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応する形で構築され、学習成果を見据え「地球市民教養科目」、「専門科目」を配置して教育課程を体系的に編成している。教養教育は教務委員会や学科長会議、教授会等で多角的に審議され、専門科目との連携が図られ、広い見識を基にして専門的な内容を学べるように工夫されている。また社会生活に必要な力を付けるべく職業教育科目も配置されている。入学者受入れの方針は、学習成果及び高等学校で身に付けるべき力と対応してウェブサイトや入学試験要項で明示している。以上のように三つの方針を定め、学内外に表明して各方針に基づいた教学運営がなされている。

学習成果は、短期大学として4領域、その下に学科として7項目で構成され、科目の学習成果は、シラバスに示された評価方法で確認されている。シラバスには到達目標、授業内容、成績評価の方法及び成績評価基準等、必要事項が明示されている。なお、科目の到達目標、学習成果・評価方法、配点率の関連や表記が分かりにくいため、学生に分かりやすい表記を行うよう工夫されることが望まれる。学習成果の獲得状況は、単位取得状況やGPA、授業評価アンケート等を活用して測定している。学生の卒業後評価の取組みとしては、就職先企業と主な編入先の併設大学を通じて聴取されている。聴取した結果は、キャリア支援推進委員会及び機関レベルアセスメント会議において分析、検討し、進路支援体制の改善に反映されている。

学習成果の獲得に向けて、教員はシラバスに示した成績評価基準により獲得状況を評価してGPAで把握した後、授業評価を参考にしながら授業内容を改善している。教育目的、目標の達成状況はアセスメント会議で検討され、改善を図っている。また学生が履修や卒業できるように少人数のゼミナールを設置し、学期GPAで1未満の学生に対する面談を行う等、体制を整えている。事務局は教務課と学生課で構成され、職務を通じて学生の学習成果獲得の支援に努めている。基礎学力が不足する学生には学習支援センターで対応し、学習意欲の低下や悩みのある学生には、面談やオフィスアワーを明示して日常的に相談に応じる体制を整えている。また学習進度の速い学生には英語特別プログラム、ビジネス特設クラス等で対応している。

生活支援では学生委員会を組織して、学生生活全般の事項を協議・検討し、支援している。クラブ活動、行事等に学生が主体的に参画できるように、クラブ運営委員会等を組織して体制を整えている。キャンパス・アメニティとして、食堂、共同学習スペース等を用意している。経済的支援として、多様な奨学金制度を設置している。健康管理に関しては、看護師常駐の保健室を設置するほか、学生相談室を置いて、学生が抱える諸問題について臨床心理士が対応している。

進路支援は、キャリア支援推進委員会を設置して就職活動を支援している。また、キャリア支援室では、求人情報、企業ファイル等の資料を閲覧できるように環境を整えている。進学、留学者には、教員による個人面談や事務職員の進路担当制度を通じて面談を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員と非常勤教員が適切に配置されている。専任教員の研究活動は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果を上げ、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得し、研究成果の発表は、年1回紀要を発行し学術機関リポジトリで公開している。規程を整備してFD・SD活動を定期的実施し、授業方法の改善等を行っている。

事務組織は事務室が設置され、事務長の下、教務課及び学生課で構成され、職務分掌及び責任体制は明確である。事務職員は各部署の職務に応じた専門的な職能を有し、学習成果の獲得の向上のために各委員会や教員と連携している。またSD活動は、規程を整備して多様な研修を行っている。就業については就業規則が整備され、適正に管理されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、運動場は併設大学と共有している。講義室、演習室、実験実習室、図書館、語学学習支援を行うイングリッシュラウンジ等が用意され、機器、備品も整備されている。またパソコン、タブレット型端末等、多様なメディアを準備して教室外で授業が行えるよう整備している。施設設備の維持管理は、「固定資産及び物品管理規程」を整備し、固定資産会計の趣旨に基づき、取得、維持、運用、処分など適切な管理を行っている。火災、地震、防犯対策のために危機管理規程とガイドラインを整備して定期点検や防災訓練を行っている。各科目の実施に必要な技術的サービス、専門的支援、施設整備は、ICT教育推進委員会が中心となり整備し、またICT戦略室がキャンパス全体の推進に取り組んでいる。

財務状況は、学校法人全体の経常収支が過去3年間のうち2年間で支出超過となっているが、その原因は明確に把握している。短期大学部門の経常収支は過去3年間で収入超過となっている。貸借対照表の状況は健全に推移している。学長は令和3年から令和7年の5か年間の中期計画「学長ビジョン」を発表して将来像を明確にし、将来構想検討委員会を設置して弱みと強みを分析して、最重要戦略として入試広報戦略を掲げ、入試制度見直しを行っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は草創期から創立者の下で短期大学創設に尽力しながら豊富な知識と経験を有し、学校法人の最高責任者として教育、経営の両面においてリーダーシップを発揮している。また、寄附行為に基づき、定められた期限以内に監事の監査を受け、評議員会を開催し、決算及び事業の詳細を報告して意見を求めている。理事会運営は、寄附行為に基づき、学校法人の意思決定機関としての役割を十分果たすべく、適切に運営している。

学長は学則に基づき、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮し、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。「創価女子短期大学学長任免規程」にのっとり推薦され就任し、常任理事会や法人理事会等で、短期大学の取組みや課題を報告して職務を遂行している。教授会の運営は、教授会規程にある各事項について審議することを教職員に周知し、月1回開催して教育に関する重要事項を検討している。教授会の下に学科長会議、自己点検・評価委員会等を設置し、教学運営体制が確立されている。

監事は寄附行為に基づき選任され、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の

状況について適宜監査している。学校法人のほぼ全ての業務が反映される予算委員会に出席してモニタリングを実施すると共に、各部課の予算ヒアリングにも参加して現状把握に努めている。また、理事会では議案の疑問点を事前に確認し、必要に応じて理事とは独立した学校法人役員の立場で意見を述べている。毎年度監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に提出し報告している。評議員会は寄附行為に基づき、理事定数の2倍を超える数の評議員で構成されている。評議員会は私立学校法及び寄附行為に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づき、ウェブサイトの情報公開欄で組織図と統計データ、教職員倫理綱領等、教育情報を公表している。また私立学校法に基づく学校法人の情報についても公表・公開している。